

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です
 《2022. 2月号》

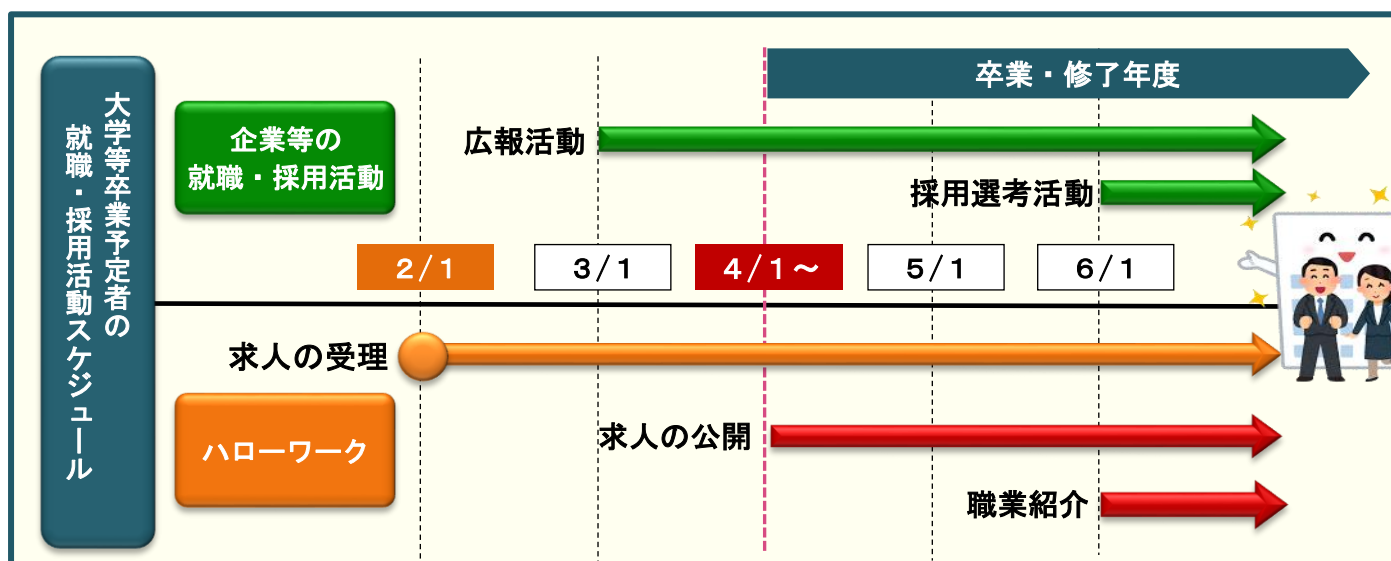


発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
 ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)
 (FAX 018-864-1815)
 ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。

2月1日より大卒求人の受付を開始します!

～求人の早期提出により、企業・地域の将来を担う人材の確保を!～

令和5年3月大学、短期大学、高等専門学校、専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期訓練課程卒業・修了予定者(以下「大学等卒業予定者」)を対象とする求人受付けを、2月1日(火)から開始します。企業の将来を担う優秀な人材の確保と若者の地元定着による活力ある地域づくりのため、大学等卒業予定者にかかる求人の早期提出をお願いします。



新規大学等卒業予定者の就職状況 (令和3年12月末現在)

	卒業 予定者数 (人)	就職希望者数(人)			県内就職 希望割合 (%)	就職内定者数(人)			就職内定 率 (%)	県内就職 希望者の 就職内定 率 (%)	就職未内定者数(人)		
		全体	うち県内	うち県外		全体	うち県内	うち県外			全体	うち県内	うち県外
R4年3月卒	2,710	1,983	945	1,038	47.7	1,763	809	954	88.9	85.6	220	136	84
R3年3月卒	2,597	2,069	927	1,142	44.8	1,811	791	1,020	87.5	85.3	258	136	122
増減(人)	113	▲ 86	18	▲ 104		▲ 48	18	▲ 66			▲ 38	0	▲ 38
対前年比	4.4%	▲4.2%	1.9%	▲9.1%	2.9pt	▲2.7%	2.3%	▲6.5%	1.4pt	0.3pt	▲14.7%	0.0%	▲31.1%

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい
中小企業事業者を支援する助成金ことができました

申請期限
令和4年
3月31日

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

支給要件

- 就業規則等により、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、その賃金額を支払っていること
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

ご利用の流れ



R4.3.31迄

助成額

最大100万円

助成率

3/4

※対象経費の合計額×3/4

特例コースの活用例

- 【設備投資】…飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、配達用3輪バイクを導入
- 【関連経費】…デリバリーサービスを拡大したことを幅広く周知するため広告宣伝を実施（広告宣伝費）
- 【成果】…配達の効率化とサービス内容の周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上

お問い合わせ先
業務改善助成金コールセンター
(電話) 03-6388-6155
受付時間 平日8:30~17:15

申請窓口
秋田労働局雇用環境・均等室
(電話) 018-862-6684
〒010-0951 秋田市山王7-1-3



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和3年12月)

概況(常用)

新規求職者数は2ヶ月ぶりに減少した。コロナの感染状況が落ち着き事業主都合離職者の大幅減少が主な要因である。また、雇用保険受給者が減少し有効求職者数は前年同月比6ヶ月連続で減少した。新規求人数(常用)は、3ヶ月連続で減少し、有効求人数も2ヶ月連続で減少した。食品製造業を中心に製造業で求人数が増加したものの、コロナの影響が依然続いている飲食店・宿泊業や前年の需要増の反動のある卸売・小売業からの求人数が減少したことが主な要因である。

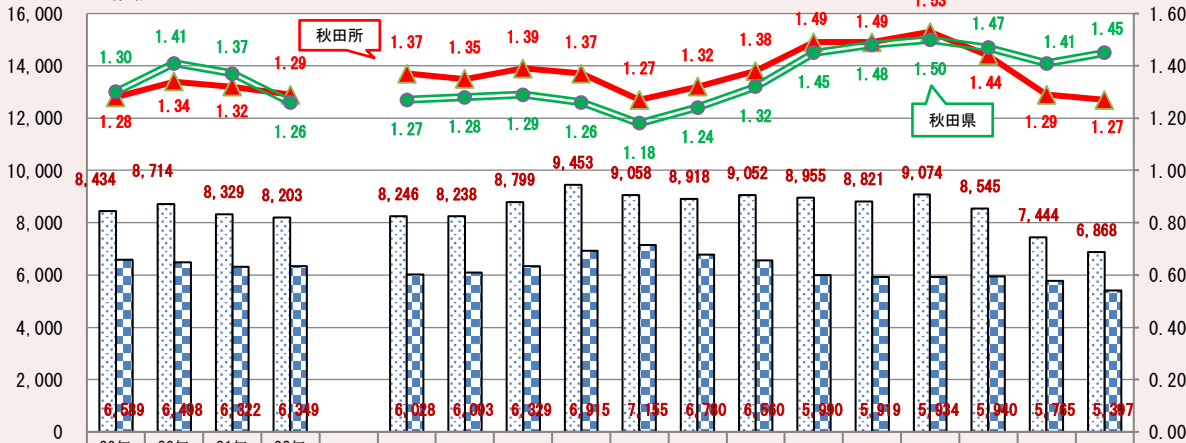
有効求人倍率は1.27倍となり、前年同月比で0.10ポイント低下、前月比で0.02ポイント低下した。

年末から新型コロナウイルス感染症のオミクロン株により、全国では感染者が爆発的に増加している状況で、秋田県の感染状況が悪化すれば、求職者の就職活動や求人事業所の採用活動を手控える動きが予想される。

【用語解説】

- * 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- * 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率(常用)の推移



有効求人数	8,434	8,714	8,329	8,203	8,246	8,238	8,799	9,453	9,058	8,918	9,052	8,955	8,821	9,074	8,545	7,444	6,868
有効求職者数	6,589	6,498	6,322	6,349	6,028	6,093	6,329	6,915	7,155	6,780	6,560	5,990	5,919	5,934	5,940	5,765	5,397
求人倍率(秋田所)	1.28	1.34	1.32	1.29	1.37	1.35	1.39	1.37	1.27	1.32	1.38	1.49	1.49	1.53	1.44	1.29	1.27
求人倍率(秋田県)	1.30	1.41	1.37	1.26	1.27	1.28	1.29	1.26	1.18	1.24	1.32	1.45	1.48	1.50	1.47	1.41	1.45